

交通災害共済事業の取扱いについて

[調整内容]

交通災害共済事業については、鶴岡市の例を基本に新市単独で運営する。
町村は合併の日の前日をもって山形県市町村交通災害共済組合から脱退する。

1 加入状況について

交通災害共済については、7市町村において実施しているが、鶴岡市は市単独で実施し、6町村は山形県市町村交通災害共済組合（以下「県共済組合」）に加入し実施していることから、鶴岡市と他町村において、加入金、見舞金及び取りまとめ方法等に相違がある。

2 制度内容の比較等

(1) 現行制度の比較

鶴岡市と県共済組合の現行制度の比較は、以下のとおり。

	鶴 岡 市	県市町村交通災害共済組合
加入金	大人・・・360円 子供・・・300円 (子供60円、生活保護者360円市が負担)	一律・・・400円 ※15年度のみ加入期間の調整のため500円とする。
加入期間	毎年度 4月1日～翌年3月31日まで ※途中加入の場合は、その翌日から3月31日まで	平成15年度のみ、4月1日～翌年6月30日まで 平成16年度より、7月1日～翌年6月30日まで ※途中加入の場合は、会費納入日から6月30日まで
加入方法	2月、3月を予約加入受付期間とし、町内会長・駐在員に取りまとめを依頼。(電算処理はせず、すべて手書きで行う) 窓口にて随時加入も可。	6月を予約加入受付期間とし、組合市町村長を支部長として、各市町村に取りまとめを依頼。各市町村では、町内の区長・交通安全母の会等に取りまとめを依頼。(電算処理のため申込書も電算打ち出ししている。) 窓口にて随時加入も可。
見舞金請求書類	・交通事故証明書(原本確認の必要有り) ※但し、自転車・原付バイクの単独事故の場合は、「交通事故申立書」にて代替可能。 ・市指定の診断書(コピー可) ※但し、市指定の診断書と記載内容が同じものであれば、受付可とする。(ex. 保険会社の診断書)	・交通事故証明書(コピー可) ※交通事故証明書がない場合、支部長(市町村長)の交通事故確認書で、代替可能。但し、その場合は8等級又は9等級のみの見舞金となる。 ・本組合専用の医師の診断書(コピー不可)

請求期間	交通事故発生日から1年以内	交通事故発生日から1年以内 ※但し、上級移行の場合は、交通事故発生日から18ヶ月
見舞金額	1等級（死亡）の80万円から13等級の1万円までの等級表	死亡の場合は80万円支給、等級は1等級の50万円から9等級の1万円までの等級表 事故確認書での申請時は、8等級の2万円支給が限度 8・9等級該当の場合、事故証明あれば5千円加算支給

(2)県共済組合素案と今後の運営状況

県共済組合の試算をみれば、鶴岡市の加入金及び見舞金に合わせた場合には、存続のため加入金の増額や見舞金の引き下げ等の検討が必要になると思われる。

3 県共済組合加入の場合の必要経費

県共済組合加入の場合は、次のとおり毎年の負担金及び加入時の一時金が必要になる。

(1)県共済組合への負担金

★県共済組合が一部事務組合のため、新市として、毎年約240万円の負担金が必要となってくる。

※負担金額 $2,399,000 \text{ 円} = \text{均等割 } 85,000 \text{ 円} + \text{人口割 } 15 \text{ 円} \times 155,425 \text{ 人}$

★加入しても、各市町村においては従前と同様の事務量であり、負担金以外に従前と同額の事務経費が必要となる。

(2)基金の調整

見舞金支給の基金積立てのため、加入の場合は人口1人当りの基金額に基づき、約5,500万円が必要になる。

※基金額 55,043,262 円

= 人口一人当たり基金額 554.62 円 $\times$ 鶴岡市人口 99,245 人

◆(県に鶴岡市が加入した場合の運営状況シミュレーション)

単位 (円)

項 目		17年度
県組合	①加入者数 (年間増減率 △2.42%) (人)	243,980
	②新掛金 ((①×85%×360円+①×15%×300円) (円)	85,636,980
	③新見舞金額 (基準79,932千円、増減率-1.83%) (円)	78,469,244
鶴岡市	(A)加入者数 (年間増減率 △1.21%) (人)	73,467
	(B)加入者数(子供:内数) (年間増減率 △2.69%) (人)	10,469
	(C)新掛金 ((A)-(B)×360円+(B)×300円) (円)	25,819,980
	(D)新見舞金額 (基準26,059千円、増減率0.28%) (円)	26,131,965
計	[1] 加入者数 計 ((①+(A)) (人)	317,447
	[2] 新掛金 計 ((②+(C)) (円)	111,456,960
	[3] 新見舞金 計 ((③+(D)) (円)	104,601,209
	差額 ((2)-(3))	6,855,751
項 目		17年度
歳入	1. 共済会費 (新掛金)	111,456,960
	2. 負担金	7,686,000
	3. 利子等	3,000
	合 計 [A]	119,145,960
歳出	1. 議会費	209,000
	2. 一般管理費 (3を除く)	2,400,000
	3. 県町村会への業務負担金	7,686,000
	4. 普及連絡費 (5を除く)	1,446,000
	5. 加入推進交付金 (加入者1人当たり20円)	6,348,940
	6. 監査委員費	30,000
	7. 見舞金給付費	104,601,209
	8. 審査委員会費	81,000
	9. 予備費	100,000
	合 計 [B]	122,902,149
歳入歳出差引額 [A] - [B]		△ 3,756,189
基金残額 [基準額 247,484,000円]		243,727,811

◆(新市(町村は県を脱退)での運営状況シミュレーション)

単位 (円)

項 目		17年度
鶴岡市	①加入者数 (年間増減率 △1.9%) (人)	71,568
	②加入者数(子供:内数) (年間増減率 △4.0%) (人)	9,915
	③掛金 ((①-②)×360円+②×300円) (円)	25,169,580
	④見舞金額 (円)	24,720,000
6町村	(A)加入者数 (年間増減率 △2.8%) (人)	39,161
	(B)新掛金 ((A)×85%×360円+(A)×15%×300円) (円)	13,745,511
	(C)新見舞金額 (円)	10,010,000
計	[1] 加入者数 計 ((①+(A)) (人)	110,729
	[2] 新掛金 計 ((③+(B)) (円)	38,915,091
	[3] 新見舞金 計 ((④+(C)) (円)	34,730,000
	差額 ((2)-(3))	4,185,091
項 目		17年度
歳入	1. 共済会費 大人360円 子ども300円 生保0円	38,915,091
	2. 基金利子	200,000
	3. 一般会計繰入金(子ども×60円+生保×360円)	1,107,349
	合 計 [A]	40,222,440
歳出	1. 報酬	75,000
	2. 賃金	500,000
	3. 旅費	10,000
	4. 消耗品	100,000
	5. 印刷製本費	1,000,000
	6. 手数料(加入者数×20円)	2,214,580
	7. 見舞金	34,730,000
	8. 基金積立金	200,000
	合 計 [B]	38,829,580
歳入歳出差引額 [A] - [B]		1,392,860
基金残額 [基準額 71,164,112円]		72,556,972

※鶴岡市と6町村(県を脱退)が合併した場合を想定し、条件を鶴岡市に合わせ、加入金を子ども300円とし、見舞金額も死亡を80万円、後遺障害を50万円として査定したものです。